

徳島県体操協会顕彰規定

第 1 条 この規定は徳島県における体操競技・新体操の振興発展に功労のあった者（団体を含む以下同じ）及び県内外で優秀な成績を収めた者（団体を含む以下同じ）の顕彰に関することを定める。

第 2 条 この顕彰の種別は、次のとおりとする。

- 1、功労者表彰 2、指導者表彰 3、優秀選手表彰

第 3 条 第 1 条の目的に適合し、次の各号に該当する者に対して表彰状、又は感謝状を贈る。

1、功労者表彰

- (1) 徳島県体操協会又は徳島県体操競技振興会の役員として永年にわたりその功績が顕著な者。
(2) 徳島県における体操競技の振興発展に特に功績が顕著な者。
(3) 日本体操協会で推薦され国際大会に参加した者。

2、指導者表彰

- 前功労者表彰（ 3 ）に該当し、さらに次の大会に該当する者の育成に特に功績が顕著な指導者。
(4) 日本体操協会が主催、共催する全国大会に参加し次の成績を修めた団体及び個人
 本県チームの団体総合 1 位～ 6 位
 個人総合 1 位～ 6 位
 種目別 1 位
(5) 地区大会に参加し次の成績を修めた団体及び個人
 団体総合 1 位～ 2 位
 （チームが 3 チーム以下の場合は 1 位のみ）
 個人総合 1 位～ 6 位
 種目別 1 位～ 3 位

3、優秀選手表彰

当該年度功労者表彰（ 3 ）及び前指導者表彰（ 4 ）（ 5 ）に該当する者。及び協会の推薦による者。

第 4 条 この表彰は、功労者、指導者にあつては当該年度の総会時に行い、優秀選手にあつては当該年度の適当な日を指定して行う。

第 5 条 この表彰の選考は、次の選考委員を設けて選考する。

- 1、理事長・副理事長・当該専門委員をもって構成し、理事長を委員長として選考し常任理事会に諮り会長が決定する。

付 則

この規定は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から実施する。
昭和 6 0 年 2 月 1 7 日一部改正
昭和 6 2 年 2 月 2 1 日一部改正
平成 1 0 年 3 月 2 1 日一部改正
平成 1 1 年 3 月 2 2 日一部改正
平成 1 7 年 3 月 2 1 日一部改正